

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札に付する事項

（1）件名

新幡郷発電所（水力発電所）（以下「新幡郷発電所」という。）の電力売却

（2）仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

（3）契約期間等

ア 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

イ 売却期間 令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

（4）対象発電所

新幡郷発電所（鳥取県西伯郡伯耆町大字金廻字上法蔵寺5－1番地）

（5）目標売却電力量

ア 令和7年度 21,357,000kWh

イ 令和8年度 38,788,000kWh

なお、売却電力量が目標売却電力量と比較して増減がある場合でも、全量を購入するものとする。

（6）売却期間において、入札者は購入した売却電力量を鳥取県内へ全量供給することを必須とする。なお、入札者が需要バランシンググループを設定する場合、当該グループを通じて県内需要家へ供給するものも認める。

（7）新幡郷発電所の売却する電力には、非化石価値等の付加価値を含むものとし、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）」等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、その取扱いについて県と入札者の双方で協議するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年5月14日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより3の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに3の（2）の場所に必ず連絡すること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日において

も、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- （4）本件入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5）電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- （6）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。
- （7）以下のア、イのうちいずれかを満たす者。
 - ア 令和5年度又は令和6年度の期間において、鳥取県内への電力供給実績（入札者が需要バランシンググループを設定する場合、当該グループを通じて県内需要家へ供給するものも認める。）が新幡郷発電所の令和8年度目標売却電力量の38,788,000kWh以上であること。
 - イ 契約期間を通して購入した売却電力量を鳥取県内へ全量供給できる見込みがあること。（入札者が需要バランシンググループを設定する場合、当該グループを通じて県内需要家へ供給するものも認める。）
- （8）直近の事業年度の財務諸表において、債務超過となっておらず、累積欠損がないこと。

3 契約条項を示す場所等

- （1）契約条項を示す場所及び入札・契約の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県企業局経営企画課
電話番号0857-26-7445
電子メール kigyuu@pref.tottori.lg.jp

- （2）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話番号0857-26-7431

- （3）入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付方法

令和7年5月7日（水）から同月28日（水）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県企業局ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/311880.htm>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間

令和7年5月7日（水）から同月28日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

ウ 交付費用

無償

4 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、一般競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）の有無について審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（１）提出期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）から同月 28 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く。）までの間に提出すること。

（２）提出場所

3 の（１）に同じ

（３）提出方法

申請書類は、持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、郵送等の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内必着とすること。

（４）添付資料

以下の書類を各一通、申請書に添付して提出すること。

ア 電気事業法第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類

イ 2 の（７）アに該当することを証する発受電月報の写し（電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 2 条に基づくもの）。なお、入札者が需要バランシンググループを設定する場合で当該グループ内での供給実績がある場合は、当該月報の他に、その融通した供給実績を証する書面。

ウ 2 の（７）イに該当することを証する書面（県内供給計画書等）。なお、2 の（７）アに該当することを証する発受電月報の写しを提出する場合には不要。

エ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（付表を含む）、キャッシュフロー計算書がない場合はそれに準ずる資金繰り表等）。申請日直近の事業年度に関するもの

（５）その他

申請書等を提出した者に対し、その記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

なお、申請書等の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

5 参加資格の審査結果の通知

資格審査の結果は、4 の（１）の提出期間内に提出した申請者に対して、参加資格の確認結果通知書を令和 7 年 6 月 11 日（水）までに通知する。

6 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、5 による資格審査の結果を通知した日から、一般競争入札の落札決定の日までとする。

7 参加資格の取消し

参加資格を有する者が2に規定する資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、その資格を取消す。

8 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所等

ア 日 時 令和7年7月2日（水）午後2時

イ 場 所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎2階企業局会議室

ウ その他 郵送等による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限 令和7年7月1日（火）午後5時

(イ) 提 出 先 3の(1)に同じ。

(ウ) そ の 他 郵送等による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札方法

入札書を別紙様式により作成し、持参又は郵送等によることとし、これ以外の方法による入札は認めない。

なお、郵送等については、4の(3)によるものとする。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札金額（1年6ヶ月分の電力量料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本件は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

イ 入札金額は令和7年度及び令和8年度電力量料金単価（1kWh当たりの単価、消費税及び地方消費税抜きの金額）に1(5)のアからイに定める目標売却電力量を乗じて足したものとし、算定に用いた電力量料金単価を入札書に記入すること。

(4) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札参加資格のない者のした入札

イ 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（郵送等の場合を除く。）

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の代理をした者のした入札

オ 記名押印のない入札書による入札

カ 金額数字の不鮮明な入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 政令、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）

及び本件公告その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法等

財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。(別添契約書案により作成する。なお、仕様書は契約書の一部となる。)

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) この入札の実施については、1から9までに定めるもののほか、財務規程及び会計規則の定めるところによる。

(2) この入札の実施結果(入札参加者名、入札金額及び電力量料金単価)は、鳥取県ホームページにおいて公表する。

(3) 詳細は、入札説明書による。